

# 飛鳥交通株式会社(品川)

## 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計 (総件数及び類型別事故件数)

平成29年1月1日～平成29年12月31日の該当事故は下記の表の通りである。

| 事故の種類   | 件数               |
|---|------------------|
| 自動車が転覆し、転落し、火災（積載物の火災を含む）を起こし、または踏み切りにおいて鉄道車両と衝突若しくは接触したもの        | 0件               |
| 死傷者又は重傷者（自動車損害賠償法施行令第五条第二号又は第三号に掲げる傷害を受けた者をいう）を生じたもの              | 0件<br>(うち第二当 0件) |
| 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第五条第四号に掲げる傷害が生じたもの | 0件               |
| 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの                              | 0件               |
| かじ取り装置、制御装置、車枠、車軸、車輪（タイヤを除く）又はシャシばねの破損又は脱落により自動車が運行できなくなったもの      | 0件               |
| 前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図る為に国土交通省大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの            | 0件               |
| 車両故障事故  | 0件               |

# 飛鳥交通第二株式会社

## 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計 (総件数及び類型別事故件数)

平成29年1月1日～平成29年12月31日の該当事故は下記の表の通りである。

| 事故の種類   | 件数               |
|---|------------------|
| 自動車が転覆し、転落し、火災（積載物の火災を含む）を起こし、または踏み切りにおいて鉄道車両と衝突若しくは接触したもの        | 0件               |
| 死傷者又は重傷者（自動車損害賠償法施行令第五条第二号又は第三号に掲げる傷害を受けた者をいう）を生じたもの              | 0件<br>(うち第二当 0件) |
| 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第五条第四号に掲げる傷害が生じたもの | 0件               |
| 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの                              | 0件               |
| かじ取り装置、制御装置、車枠、車軸、車輪（タイヤを除く）又はシャシばねの破損又は脱落により自動車が運行できなくなったもの      | 0件               |
| 前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図る為に国土交通省大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの            | 0件               |
| 車両故障事故  | 0件               |

# 飛鳥交通第三株式会社

## 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計 (総件数及び類型別事故件数)

平成29年1月1日～平成29年12月31日の該当事故は下記の表の通りである。

| 事故の種類   | 件数               |
|---|------------------|
| 自動車が転覆し、転落し、火災（積載物の火災を含む）を起こし、または踏み切りにおいて鉄道車両と衝突若しくは接触したもの        | 0件               |
| 死傷者又は重傷者（自動車損害賠償法施行令第五条第二号又は第三号に掲げる傷害を受けた者をいう）を生じたもの              | 1件<br>(うち第二当 0件) |
| 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第五条第四号に掲げる傷害が生じたもの | 0件               |
| 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの                              | 0件               |
| かじ取り装置、制御装置、車枠、車軸、車輪（タイヤを除く）又はシャシばねの破損又は脱落により自動車が運行できなくなったもの      | 0件               |
| 前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図る為に国土交通省大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの            | 0件               |
| 車両故障事故  | 0件               |

# 飛鳥交通第五株式会社

## 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計 (総件数及び類型別事故件数)

平成29年1月1日～平成29年12月31日の該当事故は下記の表の通りである。

| 事故の種類   | 件数               |
|---|------------------|
| 自動車が転覆し、転落し、火災（積載物の火災を含む）を起こし、または踏み切りにおいて鉄道車両と衝突若しくは接触したもの        | 0件               |
| 死傷者又は重傷者（自動車損害賠償法施行令第五条第二号又は第三号に掲げる傷害を受けた者をいう）を生じたもの              | 1件<br>(うち第二当 1件) |
| 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第五条第四号に掲げる傷害が生じたもの | 0件               |
| 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの                              | 0件               |
| かじ取り装置、制御装置、車枠、車軸、車輪（タイヤを除く）又はシャシばねの破損又は脱落により自動車が運行できなくなったもの      | 0件               |
| 前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図る為に国土交通省大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの            | 0件               |
| 車両故障事故  | 0件               |

# 飛鳥交通第六株式会社

## 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計 (総件数及び類型別事故件数)

平成29年1月1日～平成29年12月31日の該当事故は下記の表の通りである。

| 事故の種類   | 件数               |
|---|------------------|
| 自動車が転覆し、転落し、火災（積載物の火災を含む）を起こし、または踏み切りにおいて鉄道車両と衝突若しくは接触したもの        | 0件               |
| 死傷者又は重傷者（自動車損害賠償法施行令第五条第二号又は第三号に掲げる傷害を受けた者をいう）を生じたもの              | 1件<br>(うち第二当 0件) |
| 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第五条第四号に掲げる傷害が生じたもの | 0件               |
| 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの                              | 0件               |
| かじ取り装置、制御装置、車枠、車軸、車輪（タイヤを除く）又はシャシばねの破損又は脱落により自動車が運行できなくなったもの      | 0件               |
| 前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図る為に国土交通省大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの            | 0件               |
| 車両故障事故  | 0件               |

# 飛鳥交通第七株式会社

## 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計 (総件数及び類型別事故件数)

平成29年1月1日～平成29年12月31日の該当事故は下記の表の通りである。

| 事故の種類   | 件数               |
|---|------------------|
| 自動車が転覆し、転落し、火災（積載物の火災を含む）を起こし、または踏み切りにおいて鉄道車両と衝突若しくは接触したもの        | 0件               |
| 死傷者又は重傷者（自動車損害賠償法施行令第五条第二号又は第三号に掲げる傷害を受けた者をいう）を生じたもの              | 0件<br>(うち第二当 0件) |
| 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第五条第四号に掲げる傷害が生じたもの | 0件               |
| 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの                              | 0件               |
| かじ取り装置、制御装置、車枠、車軸、車輪（タイヤを除く）又はシャシばねの破損又は脱落により自動車が運行できなくなったもの      | 0件               |
| 前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図る為に国土交通省大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの            | 0件               |
| 車両故障事故  | 0件               |

# 飛鳥自動車株式会社

## 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計 (総件数及び類型別事故件数)

平成29年1月1日～平成29年12月31日の該当事故は下記の表の通りである。

| 事故の種類   | 件数               |
|---|------------------|
| 自動車が転覆し、転落し、火災（積載物の火災を含む）を起こし、または踏み切りにおいて鉄道車両と衝突若しくは接触したもの        | 0件               |
| 死傷者又は重傷者（自動車損害賠償法施行令第五条第二号又は第三号に掲げる傷害を受けた者をいう）を生じたもの              | 0件<br>(うち第二当 0件) |
| 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第五条第四号に掲げる傷害が生じたもの | 0件               |
| 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの                              | 0件               |
| かじ取り装置、制御装置、車枠、車軸、車輪（タイヤを除く）又はシャシばねの破損又は脱落により自動車が運行できなくなったもの      | 0件               |
| 前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図る為に国土交通省大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの            | 0件               |
| 車両故障事故  | 0件               |

# 飛鳥交通多摩株式会社

## 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計 (総件数及び類型別事故件数)

平成29年1月1日～平成29年12月31日の該当事故は下記の表の通りである。

| 事故の種類   | 件数               |
|---|------------------|
| 自動車が転覆し、転落し、火災（積載物の火災を含む）を起こし、または踏み切りにおいて鉄道車両と衝突若しくは接触したもの        | 0件               |
| 死傷者又は重傷者（自動車損害賠償法施行令第五条第二号又は第三号に掲げる傷害を受けた者をいう）を生じたもの              | 1件<br>(うち第二当 1件) |
| 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第五条第四号に掲げる傷害が生じたもの | 0件               |
| 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの                              | 0件               |
| かじ取り装置、制御装置、車枠、車軸、車輪（タイヤを除く）又はシャシばねの破損又は脱落により自動車が運行できなくなったもの      | 0件               |
| 前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図る為に国土交通省大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの            | 0件               |
| 車両故障事故  | 0件               |



# 飛鳥交通キャブ株式会社

## 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計 (総件数及び類型別事故件数)

平成29年1月1日～平成29年12月31日の該当事故は下記の表の通りである。

| 事故の種類   | 件数               |
|---|------------------|
| 自動車が転覆し、転落し、火災（積載物の火災を含む）を起こし、または踏み切りにおいて鉄道車両と衝突若しくは接触したもの        | 0件               |
| 死傷者又は重傷者（自動車損害賠償法施行令第五条第二号又は第三号に掲げる傷害を受けた者をいう）を生じたもの              | 0件<br>(うち第二当 0件) |
| 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第五条第四号に掲げる傷害が生じたもの | 0件               |
| 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの                              | 0件               |
| かじ取り装置、制御装置、車枠、車軸、車輪（タイヤを除く）又はシャシばねの破損又は脱落により自動車が運行できなくなったもの      | 0件               |
| 前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図る為に国土交通省大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの            | 0件               |
| 車両故障事故  | 0件               |

# 飛鳥交通カンツリー株式会社

## 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計 (総件数及び類型別事故件数)

平成29年1月1日～平成29年12月31日の該当事故は下記の表の通りである。

| 事故の種類   | 件数               |
|---|------------------|
| 自動車が転覆し、転落し、火災（積載物の火災を含む）を起こし、または踏み切りにおいて鉄道車両と衝突若しくは接触したもの        | 0件               |
| 死傷者又は重傷者（自動車損害賠償法施行令第五条第二号又は第三号に掲げる傷害を受けた者をいう）を生じたもの              | 2件<br>(うち第二当 0件) |
| 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第五条第四号に掲げる傷害が生じたもの | 0件               |
| 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの                              | 0件               |
| かじ取り装置、制御装置、車枠、車軸、車輪（タイヤを除く）又はシャシばねの破損又は脱落により自動車が運行できなくなったもの      | 0件               |
| 前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図る為に国土交通省大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの            | 0件               |
| 車両故障事故  | 0件               |

# 飛鳥交通ニュータウン株式会社

## 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計 (総件数及び類型別事故件数)

平成29年1月1日～平成29年12月31日の該当事故は下記の表の通りである。

| 事故の種類   | 件数               |
|---|------------------|
| 自動車が転覆し、転落し、火災（積載物の火災を含む）を起こし、または踏み切りにおいて鉄道車両と衝突若しくは接触したもの        | 0件               |
| 死傷者又は重傷者（自動車損害賠償法施行令第五条第二号又は第三号に掲げる傷害を受けた者をいう）を生じたもの              | 0件<br>(うち第二当 0件) |
| 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第五条第四号に掲げる傷害が生じたもの | 0件               |
| 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの                              | 0件               |
| かじ取り装置、制御装置、車枠、車軸、車輪（タイヤを除く）又はシャシばねの破損又は脱落により自動車が運行できなくなったもの      | 0件               |
| 前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図る為に国土交通省大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの            | 0件               |
| 車両故障事故  | 0件               |

# 飛鳥交通神奈川株式会社

## 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計 (総件数及び類型別事故件数)

平成29年1月1日～平成29年12月31日の該当事故は下記の表の通りである。

| 事故の種類   | 件数               |
|---|------------------|
| 自動車が転覆し、転落し、火災（積載物の火災を含む）を起こし、または踏み切りにおいて鉄道車両と衝突若しくは接触したもの        | 0件               |
| 死傷者又は重傷者（自動車損害賠償法施行令第五条第二号又は第三号に掲げる傷害を受けた者をいう）を生じたもの              | 2件<br>(うち第二当 1件) |
| 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第五条第四号に掲げる傷害が生じたもの | 0件               |
| 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの                              | 0件               |
| かじ取り装置、制御装置、車枠、車軸、車輪（タイヤを除く）又はシャシばねの破損又は脱落により自動車が運行できなくなったもの      | 0件               |
| 前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図る為に国土交通省大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの            | 0件               |
| 車両故障事故  | 0件               |

# 飛鳥交通横浜株式会社

## 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計 (総件数及び類型別事故件数)

平成29年1月1日～平成29年12月31日の該当事故は下記の表の通りである。

| 事故の種類   | 件数               |
|---|------------------|
| 自動車が転覆し、転落し、火災（積載物の火災を含む）を起こし、または踏み切りにおいて鉄道車両と衝突若しくは接触したもの        | 0件               |
| 死傷者又は重傷者（自動車損害賠償法施行令第五条第二号又は第三号に掲げる傷害を受けた者をいう）を生じたもの              | 0件<br>(うち第二当 0件) |
| 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第五条第四号に掲げる傷害が生じたもの | 0件               |
| 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの                              | 0件               |
| かじ取り装置、制御装置、車枠、車軸、車輪（タイヤを除く）又はシャシばねの破損又は脱落により自動車が運行できなくなったもの      | 0件               |
| 前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図る為に国土交通省大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの            | 0件               |
| 車両故障事故  | 0件               |

# 飛鳥交通横浜中央株式会社

## 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計 (総件数及び類型別事故件数)

平成29年1月1日～平成29年12月31日の該当事故は下記の表の通りである。

| 事故の種類   | 件数               |
|---|------------------|
| 自動車が転覆し、転落し、火災（積載物の火災を含む）を起こし、または踏み切りにおいて鉄道車両と衝突若しくは接触したもの        | 0件               |
| 死傷者又は重傷者（自動車損害賠償法施行令第五条第二号又は第三号に掲げる傷害を受けた者をいう）を生じたもの              | 0件<br>(うち第二当 0件) |
| 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第五条第四号に掲げる傷害が生じたもの | 0件               |
| 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの                              | 0件               |
| かじ取り装置、制御装置、車枠、車軸、車輪（タイヤを除く）又はシャシばねの破損又は脱落により自動車が運行できなくなったもの      | 0件               |
| 前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図る為に国土交通省大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの            | 0件               |
| 車両故障事故  | 0件               |

# 飛鳥交通川崎株式会社

## 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計 (総件数及び類型別事故件数)

平成29年1月1日～平成29年12月31日の該当事故は下記の表の通りである。

| 事故の種類   | 件数               |
|---|------------------|
| 自動車が転覆し、転落し、火災（積載物の火災を含む）を起こし、または踏み切りにおいて鉄道車両と衝突若しくは接触したもの        | 0件               |
| 死傷者又は重傷者（自動車損害賠償法施行令第五条第二号又は第三号に掲げる傷害を受けた者をいう）を生じたもの              | 1件<br>(うち第二当 1件) |
| 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第五条第四号に掲げる傷害が生じたもの | 0件               |
| 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの                              | 0件               |
| かじ取り装置、制御装置、車枠、車軸、車輪（タイヤを除く）又はシャシばねの破損又は脱落により自動車が運行できなくなったもの      | 0件               |
| 前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図る為に国土交通省大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの            | 0件               |
| 車両故障事故  | 0件               |

# 飛鳥交通川崎中央株式会社

## 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計 (総件数及び類型別事故件数)

平成29年1月1日～平成29年12月31日の該当事故は下記の表の通りである。

| 事故の種類   | 件数               |
|---|------------------|
| 自動車が転覆し、転落し、火災（積載物の火災を含む）を起こし、または踏み切りにおいて鉄道車両と衝突若しくは接触したもの        | 0件               |
| 死傷者又は重傷者（自動車損害賠償法施行令第五条第二号又は第三号に掲げる傷害を受けた者をいう）を生じたもの              | 0件<br>(うち第二当 0件) |
| 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第五条第四号に掲げる傷害が生じたもの | 0件               |
| 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの                              | 0件               |
| かじ取り装置、制御装置、車枠、車軸、車輪（タイヤを除く）又はシャシばねの破損又は脱落により自動車が運行できなくなったもの      | 0件               |
| 前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図る為に国土交通省大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの            | 0件               |
| 車両故障事故  | 0件               |



# 飛鳥交通株式会社(埼玉)

## 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計 (総件数及び類型別事故件数)

平成29年1月1日～平成29年12月31日の該当事故は下記の表の通りである。

| 事故の種類   | 件数               |
|---|------------------|
| 自動車が転覆し、転落し、火災（積載物の火災を含む）を起こし、または踏み切りにおいて鉄道車両と衝突若しくは接触したもの        | 0件               |
| 死傷者又は重傷者（自動車損害賠償法施行令第五条第二号又は第三号に掲げる傷害を受けた者をいう）を生じたもの              | 0件<br>(うち第二当 0件) |
| 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第五条第四号に掲げる傷害が生じたもの | 0件               |
| 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの                              | 0件               |
| かじ取り装置、制御装置、車枠、車軸、車輪（タイヤを除く）又はシャシばねの破損又は脱落により自動車が運行できなくなったもの      | 0件               |
| 前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図る為に国土交通省大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの            | 0件               |
| 車両故障事故  | 0件               |

# 太平自動車交通株式会社

## 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計 (総件数及び類型別事故件数)

平成29年1月1日～平成29年12月31日の該当事故は下記の表の通りである。

| 事故の種類   | 件数               |
|---|------------------|
| 自動車が転覆し、転落し、火災（積載物の火災を含む）を起こし、または踏み切りにおいて鉄道車両と衝突若しくは接触したもの        | 0件               |
| 死傷者又は重傷者（自動車損害賠償法施行令第五条第二号又は第三号に掲げる傷害を受けた者をいう）を生じたもの              | 0件<br>(うち第二当 0件) |
| 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第五条第四号に掲げる傷害が生じたもの | 0件               |
| 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの                              | 0件               |
| かじ取り装置、制御装置、車枠、車軸、車輪（タイヤを除く）又はシャシばねの破損又は脱落により自動車が運行できなくなったもの      | 0件               |
| 前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図る為に国土交通省大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの            | 0件               |
| 車両故障事故  | 0件               |

# 昭和交通株式会社

## 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計 (総件数及び類型別事故件数)

平成29年1月1日～平成29年12月31日の該当事故は下記の表の通りである。

| 事故の種類   | 件数               |
|---|------------------|
| 自動車が転覆し、転落し、火災（積載物の火災を含む）を起こし、または踏み切りにおいて鉄道車両と衝突若しくは接触したもの        | 0件               |
| 死傷者又は重傷者（自動車損害賠償法施行令第五条第二号又は第三号に掲げる傷害を受けた者をいう）を生じたもの              | 1件<br>(うち第二当 0件) |
| 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第五条第四号に掲げる傷害が生じたもの | 0件               |
| 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの                              | 0件               |
| かじ取り装置、制御装置、車枠、車軸、車輪（タイヤを除く）又はシャシばねの破損又は脱落により自動車が運行できなくなったもの      | 0件               |
| 前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図る為に国土交通省大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの            | 0件               |
| 車両故障事故  | 0件               |

# みずほ昭和株式会社

## 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計 (総件数及び類型別事故件数)

平成29年1月1日～平成29年12月31日の該当事故は下記の表の通りである。

| 事故の種類   | 件数               |
|---|------------------|
| 自動車が転覆し、転落し、火災（積載物の火災を含む）を起こし、または踏み切りにおいて鉄道車両と衝突若しくは接触したもの        | 0件               |
| 死傷者又は重傷者（自動車損害賠償法施行令第五条第二号又は第三号に掲げる傷害を受けた者をいう）を生じたもの              | 0件<br>(うち第二当 0件) |
| 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第五条第四号に掲げる傷害が生じたもの | 0件               |
| 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの                              | 0件               |
| かじ取り装置、制御装置、車枠、車軸、車輪（タイヤを除く）又はシャシばねの破損又は脱落により自動車が運行できなくなったもの      | 0件               |
| 前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図る為に国土交通省大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの            | 0件               |
| 車両故障事故  | 0件               |

# 朝日タクシー株式会社

## 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計 (総件数及び類型別事故件数)

平成29年1月1日～平成29年12月31日の該当事故は下記の表の通りである。

| 事故の種類   | 件数               |
|---|------------------|
| 自動車が転覆し、転落し、火災（積載物の火災を含む）を起こし、または踏み切りにおいて鉄道車両と衝突若しくは接触したもの        | 0件               |
| 死傷者又は重傷者（自動車損害賠償法施行令第五条第二号又は第三号に掲げる傷害を受けた者をいう）を生じたもの              | 0件<br>(うち第二当 0件) |
| 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第五条第四号に掲げる傷害が生じたもの | 0件               |
| 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの                              | 0件               |
| かじ取り装置、制御装置、車枠、車軸、車輪（タイヤを除く）又はシャシばねの破損又は脱落により自動車が運行できなくなったもの      | 0件               |
| 前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図る為に国土交通省大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの            | 0件               |
| 車両故障事故  | 0件               |

# 飛鳥交通所沢株式会社

## 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計 (総件数及び類型別事故件数)

平成29年1月1日～平成29年12月31日の該当事故は下記の表の通りである。

| 事故の種類   | 件数               |
|---|------------------|
| 自動車が転覆し、転落し、火災（積載物の火災を含む）を起こし、または踏み切りにおいて鉄道車両と衝突若しくは接触したもの        | 0件               |
| 死傷者又は重傷者（自動車損害賠償法施行令第五条第二号又は第三号に掲げる傷害を受けた者をいう）を生じたもの              | 0件<br>(うち第二当 0件) |
| 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第五条第四号に掲げる傷害が生じたもの | 0件               |
| 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの                              | 0件               |
| かじ取り装置、制御装置、車枠、車軸、車輪（タイヤを除く）又はシャシばねの破損又は脱落により自動車が運行できなくなったもの      | 0件               |
| 前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図る為に国土交通省大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの            | 0件               |
| 車両故障事故  | 0件               |

# ダイイチ交通株式会社

## 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計 (総件数及び類型別事故件数)

平成29年1月1日～平成29年12月31日の該当事故は下記の表の通りである。

| 事故の種類   | 件数               |
|---|------------------|
| 自動車が転覆し、転落し、火災（積載物の火災を含む）を起こし、または踏み切りにおいて鉄道車両と衝突若しくは接触したもの        | 0件               |
| 死傷者又は重傷者（自動車損害賠償法施行令第五条第二号又は第三号に掲げる傷害を受けた者をいう）を生じたもの              | 0件<br>(うち第二当 0件) |
| 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第五条第四号に掲げる傷害が生じたもの | 0件               |
| 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの                              | 0件               |
| かじ取り装置、制御装置、車枠、車軸、車輪（タイヤを除く）又はシャシばねの破損又は脱落により自動車が運行できなくなったもの      | 0件               |
| 前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図る為に国土交通省大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの            | 0件               |
| 車両故障事故  | 0件               |

# 飛鳥交通春日部株式会社

## 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計 (総件数及び類型別事故件数)

平成29年1月1日～平成29年12月31日の該当事故は下記の表の通りである。

| 事故の種類   | 件数               |
|---|------------------|
| 自動車が転覆し、転落し、火災（積載物の火災を含む）を起こし、または踏み切りにおいて鉄道車両と衝突若しくは接触したもの        | 0件               |
| 死傷者又は重傷者（自動車損害賠償法施行令第五条第二号又は第三号に掲げる傷害を受けた者をいう）を生じたもの              | 0件<br>(うち第二当 0件) |
| 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第五条第四号に掲げる傷害が生じたもの | 0件               |
| 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの                              | 0件               |
| かじ取り装置、制御装置、車枠、車軸、車輪（タイヤを除く）又はシャシばねの破損又は脱落により自動車が運行できなくなったもの      | 0件               |
| 前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図る為に国土交通省大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの            | 0件               |
| 車両故障事故  | 0件               |



# 都交通株式会社

## 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計 (総件数及び類型別事故件数)

平成29年1月1日～平成29年12月31日の該当事故は下記の表の通りである。

| 事故の種類   | 件数               |
|---|------------------|
| 自動車が転覆し、転落し、火災（積載物の火災を含む）を起こし、または踏み切りにおいて鉄道車両と衝突若しくは接触したもの        | 0件               |
| 死傷者又は重傷者（自動車損害賠償法施行令第五条第二号又は第三号に掲げる傷害を受けた者をいう）を生じたもの              | 0件<br>(うち第二当 0件) |
| 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第五条第四号に掲げる傷害が生じたもの | 0件               |
| 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの                              | 0件               |
| かじ取り装置、制御装置、車枠、車軸、車輪（タイヤを除く）又はシャシばねの破損又は脱落により自動車が運行できなくなったもの      | 0件               |
| 前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図る為に国土交通省大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの            | 0件               |
| 車両故障事故  | 0件               |

# 松栄川元交通株式会社

## 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計 (総件数及び類型別事故件数)

平成29年1月1日～平成29年12月31日の該当事故は下記の表の通りである。

| 事故の種類   | 件数               |
|---|------------------|
| 自動車が転覆し、転落し、火災（積載物の火災を含む）を起こし、または踏み切りにおいて鉄道車両と衝突若しくは接触したもの        | 0件               |
| 死傷者又は重傷者（自動車損害賠償法施行令第五条第二号又は第三号に掲げる傷害を受けた者をいう）を生じたもの              | 0件<br>(うち第二当 0件) |
| 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第五条第四号に掲げる傷害が生じたもの | 0件               |
| 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの                              | 0件               |
| かじ取り装置、制御装置、車枠、車軸、車輪（タイヤを除く）又はシャシばねの破損又は脱落により自動車が運行できなくなったもの      | 0件               |
| 前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図る為に国土交通省大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの            | 0件               |
| 車両故障事故  | 0件               |

# 飛鳥交通吉川株式会社

## 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計 (総件数及び類型別事故件数)

平成29年1月1日～平成29年12月31日の該当事故は下記の表の通りである。

| 事故の種類   | 件数               |
|---|------------------|
| 自動車が転覆し、転落し、火災（積載物の火災を含む）を起こし、または踏み切りにおいて鉄道車両と衝突若しくは接触したもの        | 0件               |
| 死傷者又は重傷者（自動車損害賠償法施行令第五条第二号又は第三号に掲げる傷害を受けた者をいう）を生じたもの              | 0件<br>(うち第二当 0件) |
| 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第五条第四号に掲げる傷害が生じたもの | 0件               |
| 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの                              | 0件               |
| かじ取り装置、制御装置、車枠、車軸、車輪（タイヤを除く）又はシャシばねの破損又は脱落により自動車が運行できなくなったもの      | 0件               |
| 前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図る為に国土交通省大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの            | 0件               |
| 車両故障事故  | 0件               |

# 飛鳥交通株式会社(八潮)

## 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計 (総件数及び類型別事故件数)

平成29年1月1日～平成29年12月31日の該当事故は下記の表の通りである。

| 事故の種類   | 件数               |
|---|------------------|
| 自動車が転覆し、転落し、火災（積載物の火災を含む）を起こし、または踏み切りにおいて鉄道車両と衝突若しくは接触したもの        | 0件               |
| 死傷者又は重傷者（自動車損害賠償法施行令第五条第二号又は第三号に掲げる傷害を受けた者をいう）を生じたもの              | 0件<br>(うち第二当 0件) |
| 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第五条第四号に掲げる傷害が生じたもの | 0件               |
| 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの                              | 0件               |
| かじ取り装置、制御装置、車枠、車軸、車輪（タイヤを除く）又はシャシばねの破損又は脱落により自動車が運行できなくなったもの      | 0件               |
| 前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図る為に国土交通省大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの            | 0件               |
| 車両故障事故  | 0件               |

# 飛鳥交通千葉株式会社

## 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計 (総件数及び類型別事故件数)

平成29年1月1日～平成29年12月31日の該当事故は下記の表の通りである。

| 事故の種類   | 件数               |
|---|------------------|
| 自動車が転覆し、転落し、火災（積載物の火災を含む）を起こし、または踏み切りにおいて鉄道車両と衝突若しくは接触したもの        | 0件               |
| 死傷者又は重傷者（自動車損害賠償法施行令第五条第二号又は第三号に掲げる傷害を受けた者をいう）を生じたもの              | 1件<br>(うち第二当 0件) |
| 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第五条第四号に掲げる傷害が生じたもの | 0件               |
| 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの                              | 0件               |
| かじ取り装置、制御装置、車枠、車軸、車輪（タイヤを除く）又はシャシばねの破損又は脱落により自動車が運行できなくなったもの      | 0件               |
| 前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図る為に国土交通省大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの            | 0件               |
| 車両故障事故  | 0件               |